

5 製造療第 60012 号

動物用医療機器製造業登録証

氏名又は
名 称 株式会社ホスピタルサービス

製造所の
所 在 地 京都府京都市南区上鳥羽北塔ノ本町 10 番地

製造所の
名 称 株式会社ホスピタルサービス

登 録 の
有効期間 令和 6 年 3 月 4 日から
令和 11 年 3 月 3 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 23 条の 2 の 3 第 1 項の登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

令和 6 年 2 月 1 日

農林水産大臣 坂本 哲志